水道事業等の認可等の権限の国から都道府県への移譲

平 成 26年8月21日 中国地方知事会(広島県)

Ш 画 都道府県知事への移譲を提案する目的,

シーペー

提案が実現した場合に発揮する効果 S

「許認可事務の効率化・迅速化 水道事業等の

ジー、くの

「報告徴収及び立入検査の充実・強化」 水道事業等の 3 4~。~~

新水道ビジョンにおいて求められる 「広域調整機能の発揮 (9)

0

| 都道府県知事への移譲を提案する目的, 項目

水源の種別及び給水人口並びに給水量の規模要件に応じて,厚生労働大臣と都道府県知事に分割付与 現在,水道事業及び水道用水供給事業(以下「水道事業等」という。)の許認可・指導監督等の権限は, されている。 この厚生労働大臣権限を都道府県知事に移譲・一元化することにより,「許認可事務の効率化・迅速化」, 「指導監督(報告徴収·立入検査)の充実·強化」,「広域調整機能の発揮」が可能となる。

[項目]

77

施行令第14条(都道府県の処理する事務)の規定により,都道府県の事務から除外されている事務・権限

該当条項	主な事務・権限
令第14条第1項及び第3項	計画給水人口5万人超の特定水源水道事業(※1)の 許認可, 指導監督など
令第14条第2項及び第3項	一日最大給水量 25,000m3 超の水道用水供給事業の 許認可, 指導監督など
令第14条第4項	事業統合後に現行法上厚生労働大臣管轄となる「水道事業者間」,「水道用水供給事業者間」, 「水道事業者と水道用水供給事業者の間」の 合理化(経営の一体化など)勧告(※2)

「河川の流水を水源とする水道事業」及び「河川の流水を水源とする水道用水供給事業(★)を経営する者から **共給を受ける水を水源とする水道事業」** (※1)特定水源水道事業:

(★)水道用水供給事業:水源のほとんどが河川の流水である。(広島県内の3事業は全量が河川流水)

(※2)合理化勧告: 経営の一体化,給水区域の調整に係る権限で給水人口の合計が5万人以下など,現状においては極めて限定的

2 提案が実現した場合に発揮する効果

水道事業等の「許認可事務の効率化・迅速化」

現状・支障事例

- ・水道事業者は,事業(変更)認可に係る説明等に上京している。国の所管事業数は400以上あり, 協議に対する国の回答は時間を要する反面,国からの指摘に対する回答期限は短く、事務処理に
- ・水道事業者によっては,大臣認可事業と都道府県認可事業を経営しており,認可のほか運営上の 疑義に関する照会相手が事業ごとに異なり, 効率的でない。
- ◆◆◆ 水道事業者としても,身近な都道府県への権限移譲を期待 ◆◆◆

78

・給水人口5万人以下の水道事業であっても,認可申請に係る審査基準は同様であり,都道府県は 技術的ノウハウを十分に持っている。

権限移譲により希揮する効果

- ・水道事業者にとって都道府県との協議では,緊密な意思疎通が可能になり,スケジュール の見込みが立てやすく、効率化・迅速化が図られ、早期の事業着手が可能となる。
- 認可権限を都道府県知事に一元化することにより, 水道事業者の利便性が向上する。

水道事業等の「報告徴収及び立入検査の充実・強化」 3

現状・支障事例

・水道事業者への立入検査の割合である「監視率」は、国の8.6%に対して広島県は55%と高い。

広島県管轄	+=	19市町(95 事業)	25%
	簡易水道	14市町(84事業)	52%
	上水道:5万人以下	11市町(11事業)	75%
国管轄	上水道:5万人超	7市(7事業)	8.6%
広島県内の状況		所管市町と事業数 (H26.3)	<u>立入検査<監視率>(H21~25)</u>

・国が管轄する事業において施設事故等があった場合,報告徴収・立入検査権限がない都道府県 への情報提供は国への報告後であるとともに,詳細情報の把握に支障あり,他の水道事業者への ※平成26年度,広島県内で発生した事案2件は,国が管轄する上水道事業で発生 注意喚起が不充分になる。

権限移譲により希揮する効果

79

- ・5万人超水道事業者への指導監督の充実・強化が図られ、かつ大規模事業者の運営ノウ ハウの他の事業者への普及により,全水道事業者の運営体制の強化に資することができる。 ・事故などがあった場合には,速やかな報告徴収,立入検査,遅滞のない他の水道事業者 に対する注意喚起が可能となり,安全な水道水の確保に迅速に行動できる。
- 普段からの指導監督により施設の現況把握が容易になり、現に都道府県知事の権限である 緊急時の水道用水の供給命令(法第 40 条)が迅速・適確に執行できる。

(3) 新水道ビジョン(H25.3 厚生労働省)において求められる「**広域調整機能の発揮**)

現状・支障事例

- 新水道ビジョンでは,都道府県の役割として,現在の認可権限等の枠にとらわれることなく,「広域 的な事業間調整機能」及び「流域単位の連携推進機能」の発揮を求めている。
- 応するため,広域化・広域連携を検討・推進したくても,許認可・指導監督・合理化勧告の対象水道 老朽管更新需要増に伴う財源確保,技術職員の大量退職に伴う技術基盤・人材確保の問題に対 事業者が限定されている現状では、都道府県が主導的に推進することに支障を来している。
- ・広域連携の推進に当たっては、水道事業者は都道府県のイニシアティブを求めている。

80

※厚生労働省の方針 (H19 水道課長通知) に基づき,平成28年度末を目途に1市町村1水道事業 (簡易水道統合) を推進中。

権限移譲により発揮する効果

- 督,危機管理対応を通じて意見交換を積み重ね,広域化・広域連携の機運を醸成しつつ, 許認可・指導監督・合理化勧告の権限移譲により,都道府県としては認可協議や指導監 広域調整能力を培うことにより、実行力を発揮することができる。
- 都道府県の広域調整機能を活用し,地域とともに未来を切り拓く水道の実現に挑戦できる。 ・都市(給水区域)が連担する水道事業者,水源水系を同じくする流域内の水道事業者は,